

議第44号

建物収去土地明渡等請求訴訟の提起につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和5年2月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

建物収去土地明渡等請求訴訟の提起につき議決を求めることについて

滋賀県は、建物収去土地明渡等請求訴訟を提起することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、議決を求める。

1 被告となるべき者の住所、名称

滋賀県米原市上丹生1515番地

有限会社香露園

2 請求の要旨

被告となるべき者は、滋賀県米原市上丹生字ビヨジ1515番の県有地について、自らの所有する建物の敷地として行政財産の使用許可を受けていたが、その終期である平成19年3月31日を経過した後も、何ら適法な占有権原を有しないにもかかわらず、当該土地の占有を継続し、滋賀県に返還しないことから、当該建物の収去および当該土地の明渡しならびに平成19年4月1日から当該土地の明渡し済みまでの使用料相当損害金の支払いを求める訴えを提起する。

3 訴訟遂行の方針

第一審判決の結果必要がある場合は、上訴するものとする。